

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第 13 条に基づく報告書

平成 13 年 5 月 16 日

瑞浪商工信用組合

金融整理管財人

目 次

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
①多額の不良債権発生	1
②有価証券運用による損失の発生	2
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	5
(1) 投資有価証券	5
(2) 商品有価証券	5
4. 固定資産の状況	5
5. 不良債権の状況	6
III. 事業譲渡等の見込みについて	7
1. 基本方針	7
(1) 早期譲渡	7
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	7
(3) 経費の削減	7
(4) 地域金融機能の維持	7
(5) 内部管理体制の整備	7
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の整備等	7
2. 具体的施策	7
3. 事業譲渡の見込み	7

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成 12 年 12 月 8 日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第 68 条第 1 項に基づく申出を金融再生委員会に対し行いました。

これを受けて同日、同委員会より金融再生法第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融再生法第 13 条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、12 月 8 日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり、その内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第 18 条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和 37 年 4 月に瑞浪市における商工業者らが中心となって設立され、瑞浪市を主要営業基盤に多治見市、中津川市、土岐市、恵那市、可児市、可児郡、恵那郡（加子母村を除く）を事業地区として、瑞浪市内本店と昭和 40 年に開設した陶支店の 2 店舗で営業活動を展開し、陶磁器関連を主体に、組合員である中小零細企業者等の金融の円滑化、地域経済の発展に寄与してきました。

(2) 経営破綻に至った経緯

① 多額の不良債権発生

設立以降、地場産業である陶磁器関連の商工業者を主体として取引を拡大してまいりました。しかし、85 年プラザ合意以後の大幅な円高により輸出中心の洋陶メーカー、商社が苦境に追込まれ、国内向けにも参入するようになり、地元陶磁器業界の競争が激化いたしました。

このような地場産業の状況のもと、平成 4 年以降バブル経済崩壊による不況の影響から、当組合の規模としては大口の倒産が続きました。

また、平成 3 年以降のレート低下局面で当組合の収益力の問題により、取引先に対する適切なレート対応が出来ず、比較的良好な取引先の減少あるいは解消となり、もともと運用力が弱い中で、さらに融資残高が減少いたしました。

このような結果、融資減少を補うため不動産業・土木建築業者さらにはアパート、店舗建築資金等比較的大口融資に傾注いたしましたが、長引く不況のもと、延滞の増加、倒産などにより、不良債権の増大を招く結果となりました。

② 有価証券運用による損失の発生

低預貸率の中、有価証券の運用にあたっては当初、国債、社債、投資信託、外国証券等のバランスをとりながらの運用を行っていました。しかし、平成7年の大口倒産を機に利益確保のため、高クーポンの有価証券に運用が偏り、平成7年度、8年度には外国証券が有価証券運用残高の80～90%を占めるに至り、7年度後半からの円安局面もあって両年度の業務利益は大きく回復いたしました。

しかしながら、為替リスクのある外貨建や、表面金利、キャピタルゲインを追求した結果、平成10年度には約3億円、11年度には約1億円の損失を余儀なくされることとなり、経営を大きく圧迫することとなりました。

(3) 破綻に至った要因

当組合は、従来より経費率が高い高コスト体質であり、また預貸金利鞘、総資金利鞘が低く、体力的に競争力がなかったため、地元金融機関との激しい競争の中、優良顧客や新規融資先を獲得することができず、預貸率は低い状況で推移していました。

このような状況の中

- ・融資運用力強化に対する具体的な方策を講じることができなかったこと。
 - ・審査管理体制が確立されていないことから、債務者の実態把握が不十分なうえ、担保徴求時に十分実査がなされていなかったこと。
 - ・融資管理体制も不十分なため、不良債権回収の体制が確立されなかったこと。
- 等から、融資運用力をさらに低下させました。

不良債権の増加とともに融資運用力の低下の中、ハイリスクな有価証券での運用により収益を上げざるをえない状況に追込まれた結果、多額の損失が発生するなど、これらが複合的な要因となって破綻に至ったものと考えられます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は、平成10年度に日本国土開発(株)の破綻による社債の償却を298百万円、11年度にはプリンスン債の償却を100百万円余儀なくされたことから、出資金の増資を計画し、11年3月には常勤、非常勤理事・監事を中心に50百万円、さらに12年3月にも理事・監事に加え職員をも含め75百万円、2年間で合計125百万円の増資を実施して自己資本の増強を図りました。

しかしながら、平成12年3月末基準の当局検査で償却、引当不足を指摘され、12年9月末をもって企業会計原則に則った正確な自己査定及び適切な償却引当を行なった結果、273百万円の債務超過に陥ることが明らかになりました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の12年3月末現在の出資金総額が249百万円という規模であることを勘案

すると、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることは極めて困難であります。また、当組合の12年3月期の当期利益は▲289百万円の赤字であり、現行の利益水準及び有価証券での含み損も▲742百万円と多額なため、債務超過を早期に解消する有効な経営改善策もない中、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ、平成12年12月8日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を金融再生委員会に対し行うに至りました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、瑞浪市を中心に地場産業である陶磁器関連を主体とした中小零細な企業、個人事業主への融資及び建設業者への融資が多くを占めております。

《 貸出残高の推移 》

店舗数：2店舗

単位：百万円，％

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	6,477	100.0	6,071	100.0	5,337	100.0	49,091	100.0
うち中小企業	4,654	71.9	4,237	69.8	3,613	67.7	35,525	72.4
うち 個人	1,817	28.0	1,828	30.1	1,719	32.2	13,143	26.8
うち その他	6	0.1	6	0.1	5	0.1	423	0.8

※「中小企業」には、個人事業主が含まれる。

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務は、個人預金の構成比が約85%と高く、主に中小企業やその家族、従業員、知人への訪問活動により維持されてまいりました。

《預金残高の推移》

店舗数：2店舗

単位：百万円、%

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	11,306	100.0	11,268	100.0	10,242	100.0	69,315	100.0
うち 個人預金	9,245	81.8	9,417	83.6	8,804	86.0	54,554	78.7
うち 法人預金	1,757	15.5	1,651	14.6	1,248	12.2	12,001	17.3
うち その他	304	2.7	200	1.8	190	1.8	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

有価証券は外国証券、証券投資信託を中心に運用しております。

平成12年9月末時点の評価損益は▲742百万円となっております。

<有価証券残高推移>

単位：百万円

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末	平成12年9月末 の 評 価 損 益
有 価 証 券	2,916	2,795	3,088	▲742
国 債	145	46	46	3
地 方 債	9	9	9	0
社 債	293	—	—	—
株 式	0	123	150	0
外 国 証 券	1,845	1,677	1,746	▲428
証券投資信託	623	938	1,135	▲317

(2) 商品有価証券

当組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況 (12年3月末)

当組合の店舗は本店、陶支店の2店舗で、建物は自己所有です。店舗敷地について、陶支店は自己所有ですが、本店は一部、借地をしています。

なお、所有不動産については、平成12年11月15日に売却処分しています。

《固定資産の状況》

単位：百万円

	土 地				建 物		
	件数	簿 価	評価額	含み損益	件数	簿 価	簿 価 (償却後)
事業用不動産(店舗)	2	25	18	▲7	2	47	43
所有 不動産	1	7	6	▲1	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

《リスク管理債権の状況》

単位：百万円、%

区 分	11 年 3 月 期		12 年 3 月 期		業界平均 (12 年 3 月 期)	
	貸 出 金 残高	貸 出 金 に 占める 割 合	貸 出 金 残高	貸 出 金 に 占める 割 合	貸 出 金 残高	貸 出 金 に 占める 割 合
破 綻 先 債 権	437	7.2	617	11.6	1,381	2.8
延 滞 債 権	761	12.5	705	13.2	2,965	6.0
3 ヶ月以上延滞債権	84	1.4	0	0	401	0.8
貸出条件緩和債権	1,165	19.2	1,194	22.4	2,328	4.7
合 計	2,448	40.3	2,516	47.1	7,075	14.4

《金融再生法の開示債権》

単位：百万円、%

区 分	12 年 3 月 期		業界平均(12 年 3 月 期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破 産 更 正 債 権 等	716	13.2	3,116	6.0
危 険 債 権	620	11.4	2,998	5.8
要 管 理 債 権	1,194	22.0	2,170	4.2
正 常 債 権	2,899	53.4	43,363	84.0
合 計	5,431	100.0	51,647	100.0

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構の資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 旧経営陣等の責任追及体制の整備等

金融再生法第 18 条に基づき内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分にふまえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業基盤が重なる複数の金融機関に対し事業譲渡を要請した結果、瑞浪市を主要事業地区としている東濃信用金庫と平成 13 年 2 月 9 日に事業譲渡基本合意書を、また、2 月 28 日に事業譲渡契約を締結いたしました。

今後は、できる限り速やかに東濃信用金庫へ事業譲渡ができるよう、最大限の努力をいたします。